

令和3年高島市教育委員会
第4回定例会議事日程

日 時 令和3年4月23日（金）
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和3年第3回定例会会議録の承認

3. 令和3年第2回臨時会会議録の承認

4. 会議録署名委員の指名

5. 議事

日程第1 議第35号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について)

日程第2 議第36号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等につ
いて)

日程第3 議第37号 臨時代理につき承認を求めることについて
(令和3年度高島市教育支援委員会委員の委嘱等につ
いて)

日程第4 議第38号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規
則案

日程第5 議第39号 高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する
告示案

日程第6 議第40号 高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程案

日程第7 議第41号 高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案

6. 報告事項

報告第13号 令和2年度高島市立学校学校評価について

報告第14号 高島市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について

7. 今後の日程

令和3年第4回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 19			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第 35 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について

高島市スポーツ推進審議会規則(平成26年高島市教育委員会規則第4号)第2条第1項に基づき、次のとおり高島市スポーツ推進審議会委員に委嘱または任命する。

旧

区分	委員種別	氏名	備考
2号	関係行政機関の職員	佐藤 功	高島市健康福祉部障がい福祉課課長
3号	スポーツの推進に関する識見を有する者	中村 久昭	滋賀県小学校体育連盟高島支部支部長(安曇小学校校長)
		内藤 孝	滋賀県中学校体育連盟高島支部支部長(高島中学校校長)

新

区分	委員種別	氏名	備考
2号	関係行政機関の職員	古蒔 有子	高島市健康福祉部障がい福祉課課長
3号	スポーツの推進に関する識見を有する者	前川 朋弘	滋賀県小学校体育連盟高島支部支部長(朽木西小学校校長)
		斉藤 隆史	滋賀県中学校体育連盟高島支部支部長(朽木中学校校長)

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第36号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月23日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和3年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）第3条第2項に基づき、次のとおり高島市子ども読書活動推進協議会委員に委嘱または任命する。

旧

区分	委員種別	氏名	備考
2号	保育園児、幼稚園児 または小中学校児童 生徒の保護者	阪本 誠也	高島市PTA連絡協議会
5号	公立図書館関係者	玉木 健史	図書館長
6号	保育園または幼稚園 関係者	石倉 啓子	高島市保育協議会保育士部 会会長（なないろこども園 主幹保育教諭）
7号	関係行政担当者	饗庭 眞二	社会教育課長

新

区分	委員種別	氏名	備考
2号	小学生または中学生 の保護者	大坪 祐子	高島市PTA連絡協議会 副会長（中学生の保護者）
5号	市立図書館の関係者	柳森 和人	図書館長
6号	保育園または認定こ ども園の関係者	杉本 友美	高島市保育協議会保育士部 会会長（マキノ西こども園 副園長）
7号	関係行政機関の職員	小川 祥枝	社会教育課長

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 37 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育支援委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和3年度高島市教育支援委員会委員の委嘱等について

高島市教育支援委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第3号）第2条に基づき、次のとおり高島市教育支援委員会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考
1号	医師	有田 泉	高島市民病院小児科医
		前田 昌彦	あいりんクリニック小児科医
2号	学識経験者	中村 敏子	特別支援教育士スーパーバイザー
		窪田 知子	滋賀大学教育学部准教授
		西村 朱美	高島市巡回相談員
		岸田 洋美	高島市巡回相談員
		山原 恵子	高島市巡回相談員
3号	関係教育機関の職員	中西 勝弘	新旭養護学校教頭
		藤原 博美	新旭養護学校支援部長
		藤田 善弘	マキノ中学校区学校長代表
		峯森 吉晴	今津中学校区学校長代表
		斉藤 隆史	朽木中学校区学校長代表
		今井 俊彦	安曇川中学校区学校長代表
		平瀬 佳宏	高島中学校区学校長代表
		下澤 辰次	湖西中学校区学校長代表
		前川 優子	今津東小学校通級指導教室担当者
		小川 康子	新旭南小学校通級指導教室担当者
		菅谷 圭子	安曇小学校通級指導教室担当者
		大村 敦世	高島中学校通級指導教室担当者
		松本 貴志	高島市保育協議会園長代表
前田 ひとみ	高島市保育協議会主任保育士代表		
4号	関係行政機関の職員	廣部 靖子	子ども未来部子育て支援課担当者
		橋本 妙子	子ども未来部子育て支援課担当者
		横田 侑佳	児童発達支援センター心理士

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 38 号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年高島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 項第 5 号を次のように改める。

(5) 学校給食費に関する事。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>学校給食費の徴収に関すること。</u></p> <p>(6) 地産地消および食育に関すること。</p> <p>(7) 課の庶務に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>学校給食費に関すること。</u></p> <p>(6) 地産地消および食育に関すること。</p> <p>(7) 課の庶務に関すること。</p>

議第 39 号

高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱を廃止する告示

高島市立学校事務共同実施推進員配置要綱（平成 18 年高島市教育委員会告示第 12 号）は、廃止する。

議第40号

高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程案

上記の議案を提出する。

令和3年4月23日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立小中学校事務共同実施推進協議会規程

(設置)

第1条 教育委員会は、高島市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）の円滑な事務の推進および共同学校事務室が学校運営において果たすべき役割等を検討するため、高島市立小中学校事務共同実施推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 共同学校事務室における年間計画書に関すること。
- (2) 共同学校事務室における報告書に関すること。
- (3) 学校の運営および管理に係る支援に関すること。
- (4) その他共同学校事務室の運営に関すること。

(委員等)

第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育指導部学校教育課長および学事施設課長
- (2) 高島市小学校長会の代表者
- (3) 高島市中学校長会の代表者
- (4) 高島市小中学校教頭会の代表者
- (5) 今津東小学校の校長
- (6) 北部グループおよび南部グループのリーダー配置校の校長
- (7) 共同学校事務室の室長
- (8) 北部グループおよび南部グループのリーダー
- (9) 教育委員会事務局の担当職員
- (10) その他教育長が必要と認める者

- 2 推進協議会に、会長および副会長1人を置き、会長は学校教育課長を、副会長は学事施設課長をもって充てる。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を要請し、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、教育指導部学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

付 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

議第 4 1 号

高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 3 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令

高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程（平成 2 1 年高島市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（学校の長に対する委任事項）

第 3 条 教育長は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年滋賀県条例第 4 8 号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、高島市教育委員会が処理する県費負担教職員に関する事務のうち、次に掲げる事項を市立小中学校長に委任する。

(1) 扶養親族、住居および通勤に係る届の受理に関すること。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（共同学校事務室長に対する委任事項）

第 4 条 教育長は、県条例の規定に基づき、高島市教育委員会が処理する県費負担教職員に関する事務のうち、次に掲げる事項を高島市立小中学校共同学校事務室長に委任する。

(1) 扶養親族、住居および通勤に係る届の審査ならびに認定に関すること

。

(2) 扶養手当、住居手当および通勤手当の月額の設定または改定ならびに手当の審査および認定に関すること。

付 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

高島市教育委員会教育長の権限を学校その他の教育機関の長に委任する規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(県費負担教職員に関する委任事項)</u></p> <p><u>第3条 教育長は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）により高島市教育委員会が処理する県費負担教職員に関する事務のうち次に掲げる事項を市立小中学校長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 扶養親族、住居および通勤に係る届の受理ならびに事実の確認に関すること。</u></p> <p><u>(2) 扶養手当、住居手当および通勤手当の月額の設定または改定ならびに手当の確認に関すること。</u></p> <p><u>第4条 (略)</u></p>	<p><u>(学校の長に対する委任事項)</u></p> <p><u>第3条 教育長は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号。「以下「県条例」という。）の規定に基づき、高島市教育委員会が処理する県費負担教職員に関する事務のうち、次に掲げる事項を市立小中学校長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 扶養親族、住居および通勤に係る届の受理に関すること。</u></p> <p><u>(共同学校事務室長に対する委任事項)</u></p> <p><u>第4条 教育長は、県条例の規定に基づき、高島市教育委員会が処理する県費負担教職員に関する事務のうち、次に掲げる事項を高島市立小中学校共同学校事務室長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 扶養親族、住居および通勤に係る届の審査ならびに認定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 扶養手当、住居手当および通勤手当の月額の設定または改定ならびに手当の審査および認定に関すること。</u></p> <p><u>第5条 (略)</u></p>

報告第13号

令和2年度高島市立学校学校評価について

令和2年度高島市立学校学校評価について、別冊資料のとおり報告する。

令和3年4月23日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

報告第14号

高島市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について

令和3年度以降に実施する文化財保存事業において、有形文化財（建造物）防災管理事業のうち、警報設備設置（市指定文化財）にかかる補助率を変更するため、下記のとおり高島市文化財保存事業補助金交付要綱が一部改正されたので報告する。

令和3年4月23日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

1 改正点

有形文化財（建造物）防災管理事業のうち、警報設備設置（市指定文化財）にかかる補助率について、「2分の1以内」を「3分の2以内」に変更する。

2 改正理由

市指定文化財所有者の負担を軽減するため。

高島市告示第106号

高島市文化財保存事業補助金交付要綱（平成17年高島市告示第226号）の一部を次のように改正し、令和3年度分の補助金から適用する。

令和3年4月1日

高島市長 福井正明

別表中

「

補助率等
国指定文化財： 国庫県費補助残の2分の1以内 県指定文化財： 県費補助残の2分の1以内 市指定文化財： 補助対象事業費の <u>2分の1以内</u> <u>（ただし、補助金の額は、予算の範囲内とする。）</u>

」を

「

補助率等
国指定文化財： 国庫県費補助残の2分の1以内 県指定文化財： 県費補助残の2分の1以内 市指定文化財： 補助対象事業費の <u>2分の1以内。</u> <u>ただし、警報設備については3分の2以内とする。</u>

」に、

「

補助率等
補助対象事業費より国庫および県費補助金を差し引いた額の2分の1以内 <u>（ただし、補助金の額は予算の範囲内とする。）</u>

」を

「

補助率等
補助対象事業費より国庫および県費補助金を差し引いた額の2分の1以内

」に改める。

高島市文化財保存事業補助金交付要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別表（第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>〔指定文化財管理事業・指定文化財等維持管理事業補助関係〕</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>〔指定文化財管理事業・指定文化財等維持管理事業補助関係〕</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

現 行

事業種別		事業内容	補助率等
有形文化財	建造物	保存 修理	国指定文化財： 国庫県費補助残の2分の1以内
		防災 管理	県指定文化財： 県費補助残の2分の1以内 市指定文化財： 補助対象事業費の2分の1以内
	美術工芸品	保存 修理	(ただし、補助金の額は、予算の 範囲内とする。)
		防災 管理	

改 正 案

事業種別		事業内容	補助率等
有形文化財	建造物	保存 修理	国指定文化財： 国庫県費補助残の2分の1以内
		防災 管理	県指定文化財： 県費補助残の2分の1以内 市指定文化財： 補助対象事業費の2分の1以内。
	美術工芸品	保存 修理	ただし、警報設備については3分 の2以内とする。
		防災 管理	

【別記2】

現 行

〔指定文化財管理事業・指定文化財等維持管理事業補助金関係〕

補助対象種別		事業内容	補助率等
有形文化財	建造物	防盜防犯防火、鳥虫害防除、腐蝕等防除、環境整備、維持管理	補助対象事業費より国庫および県費補助金を差し引いた額の2分の1以内 (ただし、補助金の額は、予算の範囲内とする。)
	美術工芸品		
登録有形文化財			
無形文化財		維持向上	
民俗文化財	有形民俗文化財	伝承および公開等	
	無形民俗文化財		
	選択無形民俗文化財		
記念物	史跡名勝天然記念物	荒廃防止や環境整備のため、除草、剪定、整姿等環境維持	

改 正 案

〔指定文化財管理事業・指定文化財等維持管理事業補助金関係〕

補助対象種別		事業内容	補助率等
有形文化財	建造物	防盜防犯防火、鳥虫害防除、腐蝕等防除、環境整備、維持管理	補助対象事業費より国庫および県費補助金を差し引いた額の2分の1以内
	美術工芸品		
登録有形文化財			
無形文化財		維持向上	
民俗文化財	有形民俗文化財	伝承および公開等	
	無形民俗文化財		
	選択無形民俗文化財		
記念物	史跡名勝天然記念物	荒廃防止や環境整備のため、除草、剪定、整姿等環境維持	